

○厚生労働省令第三百三十七号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条第一号及び船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第七条第一号の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月四日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準) 第八十六条の二 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した時点における在胎週数が二十八週以上であることをする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準) 第八十六条の二 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 体重が一千四百グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十二週以上であること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、厚生労働大臣が定めるものに該当すること。</p>

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(令第七条第一号の厚生労働省令で定める基準) 第七十四条 令第七条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した時点における在胎週数が二十八週以上であることとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(令第七条第一号の厚生労働省令で定める基準) 第七十四条 令第七条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 体重が一千四百グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十二週以上であること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、健康保険法施行規則第八十六条の二第二号に規定する厚生労働大臣が定めるものに該当すること。</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前の出産に係る健康保険法施行規則第八十六条の二及び船員保険法施行規則第七十四条の規定の適用については、なお従前の例による。